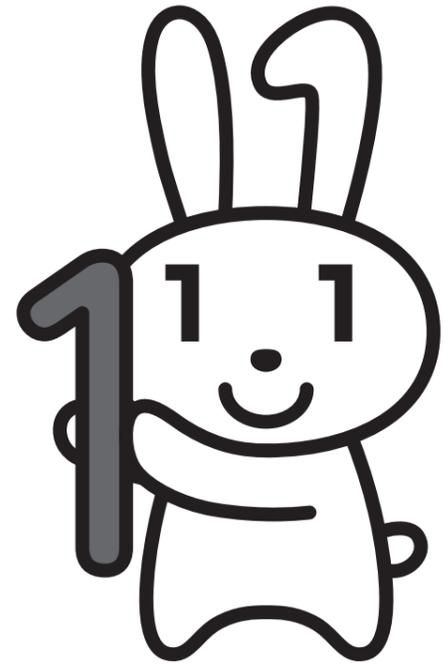


# 私だけの大切な12桁

## マイナンバー（社会保障・税番号制度）



マイナンバー制度。この制度は、社会保障・税制度の効率性を高め、皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのものです。

10月からマイナンバーの通知が始まり、来年1月から個人番号カードの交付とマイナンバーの利用が始まります。

今月号は、マイナンバー制度の概要をお知らせします。

問合せ先 市民サービス課

### マイナンバーって？

国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。名前や住所が変わっても、マイナンバーは原則、変わりません。

### 何が良くなるの？

マイナンバーによる情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

- 利便性の向上  
本人確認や所得などの情報が把握しやすくなるため、所得証明書などの交付申請時に必要となる添付書類が不要となるなど、行政手続きが簡素化されます。
- 行政の効率化  
行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
- 公平・公正な社会の実現  
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付を不正に

### どんな時に必要なの？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策に関する行政手続など、法律等に定められた事務に限って利用することができます。

雇用保険、医療保険、児童手当その他福祉の給付や、確定申告などの税の手続きにマイナンバーが必要になります。

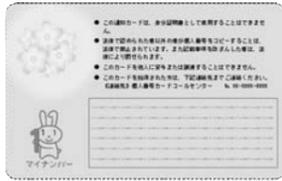
民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限りマイナンバーを取り扱うことになります。

### いつ始まるの？

10月からマイナンバーをお知らせする「通知カード」が届きます。

希望する方への「個人番号カード」の交付と、社会保障、税、災害対策の手続きでのマイナンバーの利用は、平成28年1月から始まります。

通知カード、個人番号カードの内容は変更となる場合があります。



### 安全面は大丈夫？

個人情報の漏えい対策は？

マイナンバーを使ったなりすまし被害にあったらどうしよう

国に個人情報をなんでも一元管理されてしまうんじゃないの？

プライバシーはきちんと守られるの？

マイナンバー制度は、安心・安全な仕組みになっています。

- 法律に規定があるものを除き、マイナンバー等の利用・収集は禁止されています
- マイナンバーを収集する際は、本人確認が義務付けられています
- 第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します
- 法律に違反した場合、従来に比べ罰則を強化しています
- システム面
- 個人情報、今までどおり分散して管理します。特定の機関が一括所有することはありません
- 情報にアクセスできる人は制限・管理されています
- 行政機関間の通信は暗号化されます

### 通知カード

12桁のマイナンバーをお知らせするためのカード

通知カードは、表面に個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、社会保障や税に関する申請などの手続きをする場合、本人確認書類を合わせて提示して使用することになります。

10月から市内に住民登録のある方に対して、住民票の住所へ世帯ごとに簡易書留で送付します。お住まいの住所が住民票と異なる場合は、転送することができませんので、異動の届け出をお願いします。なお、外国籍の方でも、住民票のある方は対象になります。

長期入院などのやむを得ない理由で、住所の異動が困難な方は、事前に住民票のある市町村へご相談ください。

### 個人番号カード

マイナンバーが記載された身分証明書の機能を持つカード

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、本人写真が記載され、裏面には、個人番号が記載されます。

身分証明書として使用できるため、このカードだけで社会保障や税に関する申請などの手続きに使用することができます。

また、カードにはICチップが搭載されていて、この中に電子証明書が記録され、電子申告(e-Tax)などに使用することができます。

希望する方に平成28年1月から交付が始まります。事前申請が必要で、希望者ご本人が市民サービス課等の窓口で受け取るようになります。

### マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関する問合せ先

全国共通ナビダイヤル(有料)

0570 - 20 - 0178

受付時間 土・日曜日、祝日、年末年始を除く  
午前9時30分から午後5時30分

今月号は、マイナンバー制度とは、どんな制度なのかをお知らせしました番号の通知や個人番号カードの申請については、広報いわみざわ10月号で詳しくお知らせします

